

伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル選定要領

（目的）

第1条 この要領は、伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務の受託候補者の選定にあたり、プロポーザル方式により提案のあった企画提案書の選定方法について、必要な事項を定めるものである。

（選定業務）

第2条 伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次条から第4条に定める方法により選定業務を行う。

第3条 選定委員会は、選定会議を開催し、プロポーザルに参加する者が提出した企画提案書等について、評価基準（別添資料4）に基づき、伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル選定にかかる評価表（別添資料5）を用いて採点する。

2 選定委員会は、前項の規定により各委員が採点した結果に基づき、次条に規定する評価方法により企画提案書の順位を決定する。

（企画提案書の評価方法）

第4条 企画提案書の評価は次の各号により行う。

（1）各選定委員は、評価基準（別添資料4）に基づき価格評価以外の評価項目について採点する。採点については次の5段階で基礎点を採点する。

「5点」 想定より非常に高いレベル／優秀である

「4点」 想定より高いレベル／満足できる

「3点」 想定していた程度／平均的（基準点）

「2点」 想定より低いレベル／物足りない

「1点」 想定より非常に低いレベル／提案がない

（2）各選定委員は、項目ごとの基礎点に、重要度に応じて設定した係数を乗じることにより、項目ごとの得点を算出する。

（3）価格評価の項目を設ける。計算は下記のとおり。

価格評価＝20点×最も安価な見積額／提案見積額（小数点第1位四捨五入）

（4）各選定委員は、選定委員会事務局が別途評価基準に基づき算出した各提案者の価格評価点を伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル選定にかかる評価表（別添資料5）の価格評価欄に記載し採点合計を算出する。

（5）各選定委員の採点合計に基づき、次の方法で順位を決定する。

① 委員ごとに採点合計の高い順に順位をつける。ただし、m位にn者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値を順位とする。

$$\{m + (m + 1) + \dots + \{m + (n - 1)\}\} / n$$

② 次に各委員の順位を順位点として、伊勢でチャレンジコンテスト（仮称）企画・運営等業務委託プロポーザル選定集計表（別添資料6）により順位点を集計し、数値の低いものを上位として順位をつける。

（受託候補者の選定）

第5条 選定委員会は、前条の規定により選定した結果、順位が1位の者を受託候補者として選定する。なお、順位1位の者が2者以上ある場合は、その順位1位の者で価格評価点を除く採点合計により、前条第5号①及び②の方法で順位点を集計し、最も数値の低い者を受託候補者として選定する。それでもなお差がつかない場合は、選定委員長が選定委員会に諮って決定する。なお、各委員の評価点合計の合計点の最低基準を240点（欠席委員がいる場合は、1委員48点×出席委員数。）とし、当該最低基準を満たさない場合には受託候補者として選定しないものとする。

(審査結果の通知)

受託候補者を選定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
また、「受託候補者名」「企画提案者数」を市ホームページにて公表するものとする。

- ① 審査結果（順位）
- ② 企画提案者数
- ③ 受託候補者名
- ④ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

(契約の締結)

第6条 契約内容及び仕様については、プロポーザルの提案をもとに事務局と受託候補者が協議するものとし、この際、改めて事務局から提案内容の説明を求めることがある。事務局と受託候補者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は次点受託候補者と協議を行い、成立した場合は当該事業者と契約の締結を行う。